

小牧山利用届確認一覧

※届出者において、内容を確認の上、確認欄にレ点を記入し、小牧山利用届に添付すること。

番号	項目	内容	確認欄
1	関係諸法令	<p>関係諸法令に基づく手続きを行い、その許可を得ているか。（届出済が確認できる書類の写しを添付。）</p> <p>ステージやテントなど構造物等を設置する場合：史跡現状変更等許可【市教育委員会】 ※必ず、利用開始日の2か月前までに、現状変更等の内容について小牧山課と協議すること。 協議の際には、現状変更等を行おうとする位置、現状変更等の内容がわかる書類（テントを設置しようとする場合には、設置する位置図、構造や色が示された図面等）を用意すること。 なお、次の原則を外れるものは許可できません。 ・史跡の保存、活用上、公益上またはその他の理由により必然性があること。 ・遺構に影響を及ぼさない内容であること。 ・必要最小限の内容であること。 ・景観に十分に配慮された内容であること。 飲食を伴う出店の場合：臨時営業許可（飲食店業許可）【保健所】 火気器具（発電機、コンロ等）を使う場合の届出【消防署】 など</p>	
2	周辺対策	<p>騒音、交通渋滞等、周辺住民の生活の妨げとならないよう計画しているか。 音が出るイベント等の場合、その音量等により周辺住民等から苦情があった場合は、イベントを中止・中断してください。</p>	
3	駐車場対策	<p>小牧山北駐車場には50台分の駐車利用ができます。必要に応じて届出者で他所に確保してください。（関係者、出店者の駐車場も含む）また、参加者に対してもその旨を周知し、公共交通機関での来場を呼び掛けてください。</p>	
4	連絡体制	<p>事故が発生しないように十分注意した計画としているか、万が一発生した場合は届出者の責において速やかに対処するとともに、市（小牧山課）へも報告すること。</p> <p>事故や怪我が起きた際の緊急連絡体制を添付しているか。（責任者の明示） イベント保険等へ加入済が確認できる書類の写しを添付）</p>	
5	芝生	<p>芝生を利用する場合は、養生を行うこと。</p> <p>車等の乗り入れをする場合は、コンパネ等で養生しているか。 芝生を傷めないよう、火気器具を使用する場合は直置きしないか。</p>	
6	史跡の保護	<p>許可する場所以外の場所への立入をしないこと。</p> <p>土塁や堀、植栽内、山の斜面など、史跡保護の必要性を理解し、園路や広場以外の場所に立ち入らない対策を講じているか。</p>	
7	車輛乗入	<p>小牧山へ車を乗り入れる場合は最小限の台数とし、乗り入れ時間をあらかじめ定め、厳守すること。</p> <p>①乗り入れ時間帯・台数・通行経路図等を記した書類を添付されているか。 ②「通行許可証」を運転者へ渡し、ダッシュボード等の外部から視認できる場所に掲示するよう明記しているか。 ③「通行許可証」の下記条件を車両利用者へ周知すること。 ④小牧山内の通行にあたっては、ハザードランプを点滅させ、通行人、施設、樹木等に十分な注意を払い、事故が発生しないように徐行運転すること。通行人に対して、クラクションを鳴らして待避を促す、無理な追い越しを行う等の行為は絶対に行わないこと。 ⑤小牧山内の通行にあたり、常設されている車止め、あるいは、臨時的に設置されたバリケード類を上げ下ろししたり、移動させた場合は、その部分通過後すぐに車止め等を元通りに戻し、施錠を伴うものは施錠まで確実にすること。 ⑥万一事故が発生した場合は、第三者、施設等に与えた損害に対しては、当事者がその責を負い、一切の処置をするとともに、直ちに小牧山課へ報告すること。 ⑦許可証は、小牧山課の許可なく第三者へ貸与しないこと。</p> <p>⑧小牧山へ車を乗り入れる際は、出入口に警備員を配置するとともに、車両の誘導を行うこと。その際、出入口は車止めを設置し、自由に車両が出入りできないようにすること。 ⑨警備員の配置図（人数、時間等）を明記しているか。</p>	

番号	項目	内容	確認欄
8	安全対策	テント等、設置物の安全対策は計画しているか。 風による転倒、倒壊しないよう養生をしてください。金属ペグ等で固定することは可能ですが、木杭や単管パイプを打つなどしての固定はできません。	
9	電気、水道	電気、水道設備等は貸出さないため、各自必要に応じて用意すること。 （市と共催の場合を除く）	
10	現状復旧	施設を破損させた場合は、届出者において現状復旧すること。なお、復旧方法等は事前に市（小牧山課）と調整すること。 イベント等の出店者等が施設を破損させた場合、主催者（届出者）と出店者等のどちらが現状復旧を行うかの取り決めること。取り決めのない場合は、主催者が現状復旧を行うものとします。	
11	その他	①暴力団および暴力団員等がイベント等に関与していないこと。 ②「小牧市公共的な行事及び催事における露店等の出店に係る届出等に関する要綱」（平成27年2月9日付26小市安第2031号）を参照のこと。 ③発生したゴミは届出者が持ち帰り処分する計画であるか。また、汚水や油等についても適正に対処する計画であるか。 イベント会場等に残置されたゴミ等がある場合は、届出者の責任において持ち帰り処分すること。飲食等で出た汚水や残渣、油等を側溝や集水桝、トイレ等に流してはならない。	